

手続関係意見陳述

1 会立件がなされたという重さ

東京弁護士会が行った本件懲戒処分は、一般人誰でもが行うことができる弁護士法58条1項の懲戒請求と、弁護士会が独自に行うことができる会立件（会請求）を受けて出された処分です。

会立件というのは、弁護士会自ら進んで会員の処分を求めるわけですから、普通は相当な根拠があり、その結果としての処分は間違いなく業務停止以上となります。

本件でも会立件されたという事実が原弁護士会懲戒委員会に対する無言の圧力になったはずです。

本件の1項懲戒請求は、ベリーベストに産業スパイもどきの人物を潜り込ませて機密を抜き取らせ、東京弁護士会及び神奈川県弁護士会に一斉に懲戒を求めるというとんでもない請求ではありましたが、会立件の重さが、このとんでもなさに目を瞑らせてしまったのです。

2 会立件は違法

(1) 弁護士法58条2項違反

東弁の今回の会立件は文句なしに違法です。なぜか。それは弁護士法58条2項に明確に違反した立件だからです。

まず今回の会立件は、東弁の非弁提携委員会による審査請求人らに対する事情聴取（H29.2.8）からすべてが始まっています。この時東弁は、ベリーベストに対し、非弁防止会規の条項（6条及び7条）を示して、これを根拠に自分たちの調査に協力してもらう義務があると殊更に強調して、調査に応じさせました（会立件の甲14）。

その上でベリーベストから資料や供述をとりこれを基に会立件が行われました。

しかし、弁護士法58条2項は、弁護士会が会員について、懲戒事由があると思つたときは弁護士会内の独立委員会である綱紀委員会に調査させなければならないと規定しています。他の委員会に調査させて懲戒を求めるなど綱紀委員会の独立した判断の侵害であり、手続の違法そのものです（会規などの定めによつても対象弁護士に調査協力を義務付けることが許されないことは日弁連調査室の条解弁護士法の中でも明確に記載しています（「条解」483頁））。

日弁連調査室が出している懲戒手続のバイブル本「弁護士懲戒手続の研究と実務」では、東弁が調査協力義務の根拠として掲げた非弁防止会規について、この会規が定める調査協力義務は、「懲戒請求を目的とするものでないことから許容されるものである」と述べています（101頁）。つまり、綱紀委員会以外の委員会が会員に調査協力義務を負わせて取り調べ、これを基に会立件するなどというのは日弁連自体が明確に禁止しているのです。にもかかわらず、東弁はこれに違反し、立件、処分したのです。

人権感覚が麻痺しています。

(2) ベリーベストに対する調査要件の欠如（東弁非弁防止会規6条1項、3条1項違反）

更に審査請求人らが、原弁護士会から非弁防止会規6条1項の非弁提携行為の疑いがあるとして調査された発端自体も違法です。同条に基づき調査ができる非弁提携行為の対象事件とは「多重債務者」の紹介事件です（多重債務者というのは貸金業法改正附則66条で明確に規定されている。）。今回の調査対象になった女性依頼者は全く多重債務者ではありません。月7800円程度の返済を行っている貸金業者が一社あったのみでした。その上で、かつて昔取引があった金融機関に過払返還を求めているという人です。誰が見ても、この者は多重債務者ではない。従つて、東弁はベリーベストに対して調査してはならなかったのです。

(3) 是正措置なしのいきなりの会立件（非弁防止会規8条違反）

更なる手続違法は、東弁がいきなり会立件に及んだことです。

東弁が調査を行った結果できることとして非弁防止会規が定めているのは立件ではありません。できるのは是正措置（非弁防止規則4条）だけです。

本件で、東弁が新宿事務所への支払がよろしくないと考えたのであれば、ベリーベストに説明して是正措置を行えばそれで足りた。それにもかかわらず、東弁はそうした前処理を一切行わず、問答無用の会立件、そして業務停止にしたのです。ベリーベストは一罰百戒、いわば見せしめの対象にされたのです。

(4) その他

しかも、今回の会立件がなされた時期というのは、先に述べた1項請求である例のスパイ案件による懲戒請求事件が綱紀委員会に係属して1年以上も経過した時期でした。そして、東弁の行った会立件はスパイ案件の一部の争点と完全にダブっていました。

このように懲戒手続が既に進行している場合、綱紀委員会の判断の独立性を守るため、弁護士会は調査、会立件等の指導監督権の行使を差し控えなければなりません。このことは先ほどの日弁連調査室のバイブル本にも明確に記載されています（102頁～103頁）。

ところが、東弁は、非弁防止会規に基づく調査を行い、さらには同じ争点についての会立件をした。それは東弁としての確固たる意思を綱紀委員会に伝えること以外の何物でもなく、綱紀委員会や懲戒委員会の独立性などは問題にもされていません。これが本件処分の現実です。

審査請求人は、本件懲戒処分手続の違法、不当を審査請求書の別文書(R3.6.11付)として日弁連に提出していますが、あげられる違法の論点はこれまでに述べたものに限らず、重要なものだけでも合計9個あります(主張書面(1)の別紙であり、本書面に別紙添付)。

原弁護士会の段階では検討されていない新たな重大な論点も含まれますので、逃げることなく応答されることを要請致します。

3 日弁連はどうするのか

本懲戒委員会は審査請求人が重要と指摘した本件懲戒手続の違法については沈黙しようとしています。

なぜならば、本委員会から審査請求人らに対し本審査期日前において送られてきた質問書ではこれらの手続違法に全く触れてないからです。

しかしながら、行政の手続の違法はそれ自体で処分取消の事由になることは最高裁が建築士登録取消事件(最判H23. 6. 7第3小法廷判決)で明確に認めています。

本件処分は1項請求も含めて懲戒機関の独立性が侵害された処分です。

本委員会において原弁護士会の不正義を許さないため、本件処分を取消されるように切に期待しています。

以上

弁護士 辻、影山

別紙

「本件懲戒処分手続の違法、不当について」と題する書面において主張した重要な論点

- ・ 綱紀委員会から非弁関連委員会への情報漏洩があったこと
「本件懲戒処分手続の違法、不当について」 9 頁 7 行目～10 頁 15 行目
- ・ 審査請求人に調査協力義務を課した上での会立件は違法であること
「本件懲戒処分手続の違法、不当について」 10 頁 17 行目～14 頁 8 行目
- ・ 非弁防止会規に基づく調査の要件を欠いていたこと
「本件懲戒処分手続の違法、不当について」 14 頁 9 行目～14 頁最終行
- ・ 非弁防止会規 8 条の是正措置を抜きにした会立件が違法であること
「本件懲戒処分手続の違法、不当について」 15 頁 1 行目～12 行目
- ・ 会立件当否の判断権を弁護士会会長に委ねることは違法であること
「本件懲戒処分手続の違法、不当について」 15 頁 13 行目～19 頁 21 行目
- ・ 鈴木請求に会立件を重ねる必要がないこと
「本件懲戒処分手続の違法、不当について」 19 頁下から 2 行目～22 頁 1 行目
- ・ 鈴木請求が綱紀委員会に係属していたため非弁防止会規に基づく調査を開始できなかったこと
「本件懲戒処分手続の違法、不当について」 22 頁 2 行目～23 頁最終行
- ・ 本件で会立件が果たした役割（会立件が鈴木事件も含めて懲戒相当の圧力となったこと）
「本件懲戒処分手続の違法、不当について」 24 頁 1 行目～27 頁 11 行目
- ・ 手続的違法は処分の取消事由になること
「本件懲戒処分手続の違法、不当について」 27 頁 13 行目～29 頁最終行
以上